

北國デジタルバンキング当座貸越 ご利用規定

第1条 【本規定の適用】

本規定は、株式会社北國銀行（以下「当行」といいます）が提供する「北國デジタルバンキング」を通じて、インターネット上で当座貸越取引における借入及び返済手続きや当座貸越取引の利用状況等の照会がご利用いただける「北國デジタルバンキング当座貸越」（以下「本サービス」といいます）に適用します。

第2条 【利用申込】

1. 本サービスは、当行所定の当座勘定貸越契約（以下、「当座貸越契約」といいます。）がある、北國デジタルバンキングの契約者がご利用いただけるサービスです。
2. 本サービスの利用には、「北國デジタルバンキング当座貸越利用申込書」の提出および当行の承諾が必要となります。
3. 当行は次の場合には利用申込を承諾しない場合があります。なお利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
 - （1）当行所定の審査を行い、利用契約の締結を行わない判断を当行が行った場合
 - （2）その他、当行が利用を不相当と判断した場合

第3条 【利用時間】

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの利用時間を、本サービスの利用者に事前の通知を行うことなく変更する場合があります。

第4条 【借入及び返済手続き方法】

1. 本サービスの利用者は、当座貸越契約で規定する取引方法によることなく、本サービスにより当座貸越取引における借入及び返済手続きができます。
2. 本サービスにおける借入および返済手続きには、当座勘定貸越約定書にて指定された口座（以下、「指定口座」といいます。）を利用するものとします。
3. 借入申込を行い、取引の承認を行うことで、指定口座へ借入金が入金されます。
4. 返済申込を行い、取引の承認を行うことで、指定口座より出金し、借入金返済に充当されます。
5. 借入および返済の承認手続きについては、「北國デジタルバンキング」利用規定に定める当行所定の方法により行うものとします。
6. 借入申込において契約極度額を超過するなど不備がある場合、また返済申込において指定口座の残高が不足している場合には、当行は申込がなかったものとして取り扱います。

第5条 【利息】

借入金に対しては、銀行が定める利率および計算の時期により利息を支払うものとします。利息の支払時期は、1か月ごとと先払いとします。

第6条 【適用金利】

本サービスの借入申込の際に使用する金利は、次に掲げる要件に応じて適用するものとします。

1. 当座貸越の借入残高がある場合
前回払日に適用された、全銀協 TIBOR 運営機関公表日本円 TIBOR1 か月の利率に、銀行所定の利鞘を加えた利率
2. 当座貸越の借入残高がない場合
借入申込日の2営業日前の全銀協 TIBOR 運営機関公表日本円 TIBOR1 か月の利率に、銀行所定の利鞘を加えた利率

第7条 【借入金の充当】

本サービスの借入金については、事業で使用する運転資金のみ充当することとします。当行が不適切な資金使途での利用と判断した場合には、該当する当座勘定貸越契約の本サービスの利用を停止（解除）し、借入金の返済を請求できるものとします。

第8条 【借入及び返済申込の効力】

当行が借入および返済申込を受付し、当行所定の手続きが完了した時点で申込の効力が発生するものとします。なお、申込がなされた場合であっても、当行の判断により申込の全部または一部を承諾せず、当該申込にかかる事項の効力が発生しないことがあります。この場合、本サービスの利用者は当行の判断について何ら異議を述べないものとします。

第9条 【借入及び返済申込の有効性】

本サービスにおいて、借入または返済の申込が当行所定の方法によりなされた場合、当行は、本サービスの利用契約を締結した当座貸越契約の正当な権限者により有効に当該申込がなされたものとみなします。その場合、当該当座貸越の契約者は当該申込後に行われた一切の取引についてその責任を負うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第10条 【システム障害時の対応】

通信機器、回線およびコンピューターシステム等の障害等により、本サービスもしくは「北國デジタルバンキング」がサービスを停止した場合、当行所定の申込書を提出し、当行が当該申込書を確認することにより、借入申込および返済申込の手続きを行うことができるものとします。

第11条 【免責事項等】

1. 本サービスの利用者による、借入および返済の申込について、申込の誤りまたは不備により生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 当行は、当行の故意または重過失による場合を除き、本サービスの利用により生じるあらゆる損害および費用について、責任を負いません。
3. 当行の責めに帰らない通信機器、回線およびコンピューターシステム等の障害等により、本サービスもしくは「北國デジタルバンキング」がサービスを停止した場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第12条 【利用停止】

1. 「北國デジタルバンキング」が解約に至った場合、本サービスも利用できなくなります。
2. 北國デジタルバンキングの契約者が本サービスの利用停止または利用契約の解約を希望する場合は、当行所定の方法で届け出るものとします。
3. 当行が本サービスの利用を不適切と判断した場合、または当行が本サービスの利用中止を必要とする相当の事由が生じた場合、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく利用契約を解約できるものとします。
4. 前各項により本サービスの利用を停止または解約した場合、当行は本サービスの利用者との当座貸越取引を行う義務を負わず、それにより生じた損害および費用について責任を負いません。

第13条 【規定の準用】

本規定に定めのない事項については、「北國デジタルバンキング」利用規定、銀行取引約定書および当座貸越契約により取扱います。これらの規定が本規定との間に矛盾抵触がある場合、本規定を優先して適用するものとします。

第14条 【本サービスの変更、停止および廃止】

当行は、相当の事由がある場合には、本サービスを変更、停止または廃止することがあります。この場合、本サービスの利用者は当行になんら請求を行うことができず、かつ本サービスの内容変更、停止または損害が生じた場合にも、当行は責任を負いません。

第15条 【規定の変更】

本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以上
(R7.1)